

川口市戸塚環境センター施設整備
基本設計委託プロポーザル実施要領

川口市

平成30年5月

川口市戸塚環境センター施設整備基本設計委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

戸塚環境センター施設整備基本設計の遂行にあたっては、一般廃棄物処理施設建設に関する豊富な知識・経験、並びに高度な企画・調整能力及び専門的技術力を必要とする。

本実施要領は、このような能力を有し、本業務を委託するのに最も適した者を指名型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務名

川口市戸塚環境センター施設整備基本設計委託

(2) 業務内容

川口市戸塚環境センター施設整備基本設計委託仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

47,978,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(5) 発注者

川口市長 奥ノ木信夫

(担当部署)

川口市 環境部 環境施設課 建設準備担当

〒332-0001

埼玉県川口市朝日4丁目21番33号 リサイクルプラザ3階

電話 048-228-5383（直通）

電子メール 090.03500@city.kawaguchi.saitama.jp

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加意思確認書の提出期限である平成30年6月15日現在において以下の要件をすべて満たすものとする。なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に指名停止等にて参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）

第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、川口市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にない者であること。

- (2) 管理技術者を配置できること(本業務の公告日現在から3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る。)。なお、管理技術者は他の立場を兼ねることはできないものとする。

・管理技術者

廃棄物処理施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士(総合技術監理部門(衛生工学―廃棄物関係)又は衛生工学部門(廃棄物関係))の資格を有する管理技術者を配置できること。

主たる会議(打ち合わせの他、各種委員会、住民説明会等を含む。)に出席し、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

- (3) 本業務の実施においては、主たる業務の再委託及び共同企業体による遂行は認めない。

- (4) 調査等の従たる業務に係る協力会社についても、(1)は同様とする。

4 手続き等に関する事項

(1) 参加意思確認書の提出

- ①提出期限 平成30年5月25日(金)から6月15日(金)正午まで
- ②提出場所 川口市 環境部 環境施設課 建設準備担当
- ③提出書類 参加意思確認書(様式1)
- ④提出部数 1部
- ⑤提出方法 持参または郵送による。
※郵送の場合は書留とし、提出期限(必着)を厳守すること。

(2) 技術提案書及び参考見積書の受付

- ①提出期限 平成30年5月25日(金)から6月25日(月)正午まで
- ②提出場所 川口市 環境部 環境施設課 建設準備担当
- ③提出書類 技術提案書(様式2～様式6)、参考見積書(様式7)
※技術提案書の作成方法は、別添「川口市戸塚環境センター施設整備基本設計委託 プロポーザル技術提案書作成要領(以下「技術提案書作成要領」という。)」を参照すること。
- ④提出部数 技術提案書30部、参考見積書1部
※技術提案書の提出部数は、別添「技術提案書作成要領」を参照すること。
※技術提案書の電子データ(PDF形式)を保存したCD等の記憶媒体を1部提出すること。
- ⑤提出方法 持参または郵送による。
(郵送の場合は書留とし、提出期限(必着)を厳守すること。)

(3) 技術提案書等に関する質問書の受付及び回答

- ①受付期限 平成30年5月25日(金)から6月5日(火)正午まで
- ②受付場所 川口市 環境部 環境施設課 建設準備担当
- ③提出書類 質問書(様式8)
- ④提出方法 電子メールによる。

※原則として電話での質問には応じない。

※書式は質問書(様式8)を使用し、電子メールに添付すること。

※会社(法人)名、連絡担当部署、連絡担当者氏名、電話番号、FAX、電子メールアドレスを質問書に記載すること。

※電子メールの件名は「戸塚プロポ技術提案書等質問(会社(法人)名)」とすること。

※電子メール受取り後、担当部署より送信元へ確認メールを送付する。当日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認すること。

※受付期間に届かなかったメールには回答しない。

- ⑤回答方法 6月8日(金)に川口市ホームページにて閲覧に供する。
川口市ホームページ(戸塚環境センター施設整備基本設計委託プロポーザルを行います/技術提案書等に関する質問と回答)
<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/050/2/7/22026.html>

5 現地見学会の実施

- ①日 時 平成30年5月30日(水)(時間は後日連絡)
- ②受 付 平成30年5月28日(月)正午までに担当部署あて電話で申し込むこと。バスにて集合する場合は申し込み時に伝えること。
- ③集 合 場 所 川口市戸塚環境センター西棟1階ロビーへ集合
〒333-0803 川口市大字藤兵衛新田290
- ④そ の 他 関係資料は各自川口市ホームページからダウンロードすること。
所要時間は1時間を見込んでおり、参加人数は3名以内とする。
現地見学会での質問は受け付けない。

6 審査委員会

- ・川口市戸塚環境センター施設整備基本設計委託プロポーザル審査委員会

本業務に係る委託契約候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、川口市戸塚環境センター施設整備基本設計委託プロポーザル審査委員会設置要綱に規定する審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、審査し選定する。

7 審査方法

本プロポーザルは、指名型プロポーザルとし実施する。

提案内容等に関する審査及びヒアリングを実施し、本業務を委託するのに最適な契約候補者及び次席者を選定する。

(1) ヒアリング

① 実施日

平成30年7月2日（月）

② 出席者（説明者）

管理技術者を含み3名以内（パワーポイント等の担当者を含む）。原則として、説明及び回答は管理技術者が行うものとする。

③ ヒアリングの方法

ヒアリングは提出された技術提案書等をもとに行う。はじめに提案者より説明を行い、その後、質疑応答を実施する。当日、技術提案書を拡大コピーしたパワーポイントの使用は可とするが、模型及び追加資料の持ち込みは禁止する。ただし、審査委員会が求めた追補資料についてはこの限りでない。

④ ヒアリングの通知

ヒアリング実施の詳細について電子メールにより通知する。

⑤ 評価項目

ア 業務の実施体制（20点）

管理技術者の専門性・業務実績、担当チームの人員配置、各技術者の専門性・業務実績、会社のサポート体制、その他有益な提案

イ 業務の実施手順（16点）

業務内容の理解度、実施手順の具体性及び実効性、独自の技術力、その他有益な提案

ウ 業務スケジュール（16点）

実施手順との整合性、スケジュールの具体性及び実効性、他業務との整合性、その他有益な提案

エ ヒアリング（12点）

技術力、説明能力、取組み姿勢

オ 見積価格（8点）

見積価格、妥当性

(2) 審査結果の通知

① 審査委員会で決定した契約交渉順位第1位（委託契約候補者）及び第2位（次席者）の者に対して、担当課長が書面により通知する。

② 上記①の契約交渉順位第2位までに入らなかった者に対して、担当課長が技術提案書等の審査結果について書面により通知する。

③ 上記②の通知を受けたものは、通知した日の翌日から起算して3日（川口市の休日を定める条例（平成元年12月26日条例第55号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により、担当

課長に対して説明を求めることができる。

- ④ 担当課長は、上記③に基づき説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、電子メールにて回答する。

8 スケジュール（諸般の事情により変更になることがある）

平成30年

5月24日（木）	指名業者への通知
5月30日（水）	現地見学会
6月 5日（火）正午	技術提案書の質問受付期限
6月 8日（金）	技術提案書の質問に対する回答掲載
6月15日（金）正午	参加意思確認書の提出期限
6月18日（月）	プレゼンテーション時間連絡
6月25日（月）正午	技術提案書等の提出期限
7月 2日（月）	プレゼンテーション
7月 5日（木）以降	審査結果の通知
7月中旬	契約締結・審査結果の公表

9 「技術提案書」の内容

技術提案書は次のテーマについて記載すること。

- （1）実施体制
 - ①業務の実施体制図
 - ②担当チームの特徴・強み
- （2）基本設計の実施手順
- （3）業務スケジュール
 - ①基本設計のスケジュール
 - ②戸塚環境センター整備事業のスケジュール

10 無効となる技術提案書等

技術提案書等が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。

- （1）提出期限、提出方法、提出先及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- （2）技術提案書作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に適合しなかったとき。
- （3）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- （4）記載すべき事項以外の内容が記載されていたとき。
- （5）提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

- (6) 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (7) 同一の事業者から複数件の提出があったとき。
- (8) その他不正な行為があったと市が認めたとき。

1 1 その他

(1) 実施要領及び関連情報の公開

本要領及び関連情報は、2 (5) 記載の担当部署または川口市ホームページにて公開する。

川口市ホームページ

(戸塚環境センター基本設計委託プロポーザルを行います)

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/050/2/7/22026.html>

- (2) 本プロポーザルの参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における参加意思確認書及び技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (4) 委託契約候補者決定後、技術提案書等の提出者として選定された者は公表することがある。
- (5) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、川口市は選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。なお、提出された書類は川口市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (6) 川口市は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (7) 提出された質問書、参加意思確認書及び技術提案書等は返却しない。
- (8) 技術提案書等の作成のために川口市より受領した資料は、川口市の許可無く公表及び使用することはできない。
- (9) 電子メール等の通信事故については、川口市はいかなる責任も負わない。
- (10) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。